

各位

京都市職員共済組合  
保健係

## 「資格情報のお知らせ」の送付について

平素は、共済組合の運営にご協力いただきありがとうございます。

令和6年12月2日以降、保険証(組合員証)が廃止され、マイナ保険証利用を基本とする制度へ移行します。

医療機関等で皆さまに安心してマイナンバーカードを保険証としてご利用いただけるよう、共済組合の資格情報とマイナンバーの下4桁を記載した「資格情報のお知らせ」を交付します。

ご確認ください、万が一誤りのある場合には、下記「お問合せ先」へご連絡いただきますようお願い申し上げます。

### ご確認ください

#### 「資格情報のお知らせ」に記載されている内容に誤りはありますか？

同封の「資格情報のお知らせ」に記載されている個人番号(マイナンバー)下4桁の数字が、あなたの個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致しているか、ご確認ください。



#### 誤りがない場合

#### 大切に保管してください

※医療機関でマイナ保険証の読み取りができない場合などは、マイナンバーカード+「資格情報のお知らせ」で受診が可能です。

#### 誤りがある場合

#### 京都市職員共済組合へ ご連絡をお願いします

連絡先：075-222-3239(大石、中村)

### お問合せ先

「資格情報のお知らせ」の記載内容に誤りがある場合や、本件お知らせについてご質問のある場合は…

**京都市職員共済組合(大石、中村) 075-222-3239** へご連絡ください。

その他、マイナンバー制度や、マイナ保険証の利用方法などについてご質問のある場合は…

**マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178** へお問合せください。

※受付時間 平日 9:30~20:00 土日祝(年末年始を除く) 9:30~17:30

## Q&A

**Q.** 「資格情報のお知らせ」が届きましたが、何か対応しないといけないのでしょうか。

**A.** 資格情報及びマイナンバー下4ケタに間違いがなければ、ご対応は不要です。

**Q.** 今後はこの「資格情報のお知らせ」が保険証の代わりになるのでしょうか。

**A.** 「資格情報のお知らせ」のみでは保険証の代わりにはなりません。令和6年12月2日以降は、原則としてマイナ保険証をご利用ください。ただし、医療機関等でマイナ保険証が使えないときは、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を提示して受診することが可能です。また、マイナンバーカードをお持ちでない方や保険証としての利用登録をしていない方には、資格情報等を記載した「資格確認書」を交付する予定です。(交付時期、手順については、別途お知らせいたします。)

マイナ保険証の利用方法はこちらから



**Q.** 「資格情報のお知らせ」に記載されている「資格取得年月日」が、保険証に記載されている日付と異なりますが、共済組合へ連絡が必要でしょうか。

**A.** ご連絡不要です。

当組合が管理するシステムの都合上、一部記載に相違がある場合がございますが誤りではありません。

**Q.** 令和6年12月2日以降は、自身の資格情報をどのように確認すればよいでしょうか。

**A.** マイナポータルにログインし、資格情報を確認することが可能です。

なお、発行済みの保険証も、最長令和7年12月1日まで利用可能です。

マイナポータルへの  
アクセス・ダウンロードはこちらから

